

# 田中のりこの議会速報



◆発行/きさらづ市民ネットワーク ◆木更津市真舟 4-19-24 TEL&FAX 36-0677

◆発行日/2014年6月26日 ◆田中のりこHP/

田中のりこと市民ネット

検索

## 7月から児童家庭課が子育て支援課に

障がいがあってもなくても、子育て相談の窓口を一本化。  
子育て支援課は、来年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」にも対応し、子育て支



児童家庭課が子育て支援課になるって、看板を取り換えただけじゃ困るわ

学童保育は?



保育園の入園手続きは?

社会から孤立しない子育て支援ができていますか。



保育の量の確保だけでなく、質の充実も重要。

### 月64時間以上の勤務で

現在は、月80時間以上保護者が働くことで子どもは、保育園に入園している。来年度から月64時間以上勤務に変更される予定。

市が「保育の必要性についての認定証」を交付し、希望する保育園の利用斡旋をする。保護者は「認定証」の公布を受け、入園の契約をする。64時間未満の勤務は一時保育や家庭的保育などを利用する。



### 「子ども・子育て新制度」

この制度は、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診等がある。

これらは、木更津市の現組織体制だと市民部・福祉部・教育部に

またがる(病後児保育事業はふくた保育園が6月10日から開始)

### 2つの子育て支援事業

①こんにちはあかちゃん事業は、生後4か月までのあかちゃんのいる家庭を訪問。不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供をする。  
②新生児訪問指導は生後28日までの新生児の居る家庭への訪問指導をする。木更津市は新生児訪問指導のみで、こんにちはあかちゃん事業は未実施。



H25年度	出生	実施率
木更津市	1093人	60.8%
君津市	約600人	90%
富津市	223人	85.7%
袖ヶ浦市	544人	85%

袖ヶ浦市は、訪問できなかった15%も子育て支援課が引き継ぎ、希望者宅に訪問していた。所在不明児童の事件もあり、社会

から孤立しないよう要望した。

- ① 訪問実施率を上げる。
- ② 里帰り出産から戻った親子にもタイムリーに木更津市の子育て支援情報を届ける。
- ③ 縦割り行政の弊害で子育て支援が途切れないようにする。

### だれのためにするのか

新制度に対応する行政サービスがいかに受けやすくなるかが、市民にとっての最大のメリットである。きつい言い方だが「窓口を一本化した子育て支援課」がたらいまわしの案内役では意味がない。だから、新制度に対応した行政サービスが、現在の組織体制でできるのか質問した。

「他部署と調整し、組織改正も視野に入れての検討を始める」との回答。

子育て支援が充実することを期待する。



# 市民目線 100% 市民ネットワークの田中のいこです。

入札が議会で可決され、小中学校の工事が始まります。

- ◆ 学校の耐震補強と校舎改修工事  
請西小（H27.3.20まで） 畑沢中（H28.2.12まで）
- ◆ 屋内運動場の耐震補強と校舎改修工事  
第一中（H27.2.27まで） 第二小（H27.2.27まで）
- ◆ 学校の校舎増築工事 八幡台小（H27.2.27まで）

空き家対策・犬のふん害対策のため、2つの条例ができました。今年12月1日から施行。市民に身近な部分を抜粋（下記表参照）



・同一家族が経営する2社が、左記5事業すべての入札に参加した件について議論があった。  
・他自治体と同様の入札制度であり、問題はない。  
・しかし、国はこのような場合、規制する決まりがある。木更津市は、公正な入札をするため、より透明性を求め今年度中に制度改正することにした。



まちをきれいにする条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飼い犬を綱、鎖等で制御できるようにすること。例外は                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察犬、盲導犬等はその目的の使用の場合</li> <li>・飼い犬を制御できる者が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所や方法で飼い犬を運動等させるとき</li> <li>・展覧会、競技会、サーカス等の催しでその目的の使用の時</li> </ul> </li> <li>● 飼い犬を道路、公園その他の公共の場所や他人（所有・占有・管理）の土地で移動や運動をさせるときは、飼い犬のふんを回収するための用具を持ち歩くこと。</li> </ul>	期限を定めて違反者に 勧告
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飼い犬のふんにより道路、公園その他の場所や他人（所有・占有・管理）の土地や建物、工作物を汚したときは、ただちにふんを回収すること。</li> </ul>	正当な理由がなく勧告に従わない場合は命令⇒2万円以下の罰則。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き缶や吸い殻等をみだりに捨てないこと。</li> </ul>	勧告・命令せずに即罰則。 ・2万円以下（空き缶） ・1万5千円以下（吸い殻）
	<b>主な内容 市民が守ること（条例や規則を一部抜粋）</b>	<b>違反したら、市は</b>
空き家等の条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き家等とは、木更津市内にある建物、その他の工作物（倒壊しているものを含む）で現に使用されていないもの、またはこれに類する状態にあるものやその敷地。</li> <li>● 所有者は空き家等を適正に管理すること。</li> <li>● 市民や自治組織は、空き家等の適正管理の施策に協力すること。</li> <li>● 軽微な管理不全は、生命や身体または財産の<b>危険</b>を避けるための措置を行うことができる。</li> </ul>	まず 指導⇒助言
		次に 勧告⇒命令⇒指導等代行措置⇒公表⇒代執行

【あとがき】早いもので、右も左もわからず議員になり3年が過ぎた■暮らしの中の問題、どれもスタートは市民の声。私は、調べるのに半年ほど時間がかかる。まるで子どもの時の自由研究のようで、ゴールめざしてオリエンテーリングをする気分は大変だけど楽しい。まだまだやらなくてはと思うことが山積み■知り得たことは、市民と共

有できるように議会速報とネットワーク通信をそれぞれ年4回発行してきた。この活動を続けたいが、それを決めるのは市民である。来年は市議会議員選挙の年。議員数28人から4人減の24人と狭き門■心機一転、7/13に市民ネットの事務所は引越。木更津市八幡台3-4-8 電話36-0677で同じ■これからもよろしくお願ひします（紀子）

【表面・追記】木更津市は、新生児訪問指導で訪問したときに、子育て支援のための情報提供を合わせて実施。